

航空法

I. 案内情報

- ① 手続名 : 運賃及び料金の認可
- ② 手続根拠 : 航空法第129条の2（航空法施行規則第233条）
- ③ 手続対象者 : 外国人国際航空運送事業者
- ④ 提出時期 : 実施予定期日の30日前までに提出
- ⑤ 提出方法 : 航空法施行規則第233条に掲げる事項を記載した申請書を作成し、国土交通省航空局航空ネットワーク部国際航空課へ提出してください。
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : なし
- ⑧ 申請書様式 : 特になし
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先となる国土交通省航空局航空ネットワーク部国際航空課にお問い合わせください。

II. 窓口情報

- ① 提出先 : 国土交通省航空局航空ネットワーク部国際航空課 03-5253-8111
- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせください。
- ③ 相談窓口 : 提出先に同じ

III. 手続情報

- ① 審査基準 : 航空局所管の許認可等に係る審査基準及び標準処理期間(平成6年空総第177号)
- ② 不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)